

令和５年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：和歌山県警察

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	77.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	112.5%
全職員	97.3%

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職（警視相当職）	100.5%
本庁課長補佐相当職（警部相当職）	104.4%
本庁係長相当職（係長）	89.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.0%
31～35年	87.6%
26～30年	86.7%
21～25年	85.2%
16～20年	80.5%
11～15年	86.3%
6～10年	80.6%
1～5年	79.6%

【説明欄】

- ・一般職員の給与の男女の差異の情報です。
- ・基本給や諸手当に男女間の差はありません。
- ・上記給与差は、総労働時間（超過勤務）や扶養手当等による差です。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。